

第 13 号

平成29年度山梨県一般会計予算

平成29年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 460,431,084 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	91,875,950
	1 県 民 税	33,025,250
	2 事 業 税	20,696,750
	3 地 方 消 費 税	12,617,850
	4 不 動 産 取 得 税	1,852,100
	5 県 た ば こ 税	977,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	770,700
	7 自 動 車 取 得 税	1,171,350
	8 軽 油 引 取 税	7,177,550
	9 自 動 車 税	13,138,850
	10 鉦 区 税	250
	11 固 定 資 産 税	433,700

	12 狩 獵 税	14,600
<b>2 地方消費税清算金</b>		<b>30,012,091</b>
	1 地方消費税清算金	30,012,091
<b>3 地方譲与税</b>		<b>14,506,001</b>
	1 地方法人特別譲与税	12,982,000
	2 地方揮発油譲与税	1,432,000
	3 石油ガス譲与税	92,000
	4 地方道路譲与税	1
<b>4 地方特例交付金</b>		<b>292,000</b>
	1 地方特例交付金	292,000
<b>5 地方交付税</b>		<b>128,753,000</b>
	1 地方交付税	128,753,000
<b>6 交通安全対策特別交付金</b>		<b>313,000</b>
	1 交通安全対策特別交付金	313,000

7 分担金及び負担金		1,959,827
	1 負担金	1,959,827
8 使用料及び手数料		7,639,036
	1 使用料	6,077,778
	2 手数料	1,561,258
9 国庫支出金		50,220,067
	1 国庫負担金	19,794,997
	2 国庫補助金	29,702,289
	3 国庫委託金	722,781
10 財産収入		533,668
	1 財産運用収入	311,048
	2 財産売却収入	222,620
11 寄附金		154,127
	1 寄附金	154,127

12 繰 入 金		45,556,639
	1 特別会計繰入金	23,487,885
	2 基金繰入金	22,068,754
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		31,637,677
	1 延滞金、加算金及び 過 料 等	164,853
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入	42,391
	3 貸付金等償還金	24,454,864
	4 受託事業収入	2,417,302
	5 収益事業収入	2,666,321
	6 利子割精算金収入	1
	7 雑 入	1,891,945
15 県 債		56,978,000

	1 県 債	56,978,000
歳 入	合 計	460,431,084

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,020,102
	1 議 会 費	1,020,102
2 総 務 費		31,478,823
	1 総 務 管 理 費	10,926,940
	2 企 画 費	10,220,657
	3 徴 税 費	5,225,538
	4 市 町 村 振 興 費	3,236,933
	5 選 挙 費	13,425
	6 防 災 費	1,239,623
	7 統 計 調 査 費	310,811
	8 人 事 委 員 会 費	132,379
	9 監 査 委 員 費	172,517

3 民 生 費		56,390,595
	1 社 会 福 祉 費	43,618,722
	2 児 童 福 祉 費	11,534,435
	3 生 活 保 護 費	1,115,251
	4 災 害 救 助 費	122,187
4 衛 生 費		15,703,984
	1 公 衆 衛 生 費	4,227,265
	2 環 境 衛 生 費	2,162,402
	3 保 健 所 費	1,130,457
	4 医 薬 費	8,183,860
5 劳 働 費		1,605,033
	1 劳 政 費	153,724
	2 職 業 訓 練 費	1,238,417
	3 劳 働 力 对 策 費	127,388

	4 労働委員会費	85,504
<b>6 農林水産業費</b>		<b>24,938,727</b>
	1 農業水産業費	4,636,439
	2 畜産業費	1,051,862
	3 農地費	8,673,167
	4 林業費	10,577,259
<b>7 商工費</b>		<b>32,480,958</b>
	1 商工費	31,738,231
	2 観光費	742,727
<b>8 土木費</b>		<b>65,255,126</b>
	1 土木管理費	3,196,166
	2 道路橋りょう費	35,473,967
	3 河川砂防費	9,516,638
	4 都市計画費	7,910,090

	5 住 宅 費	9,158,265
<b>9 警 察 費</b>		<b>22,443,254</b>
	1 警 察 管 理 費	20,224,695
	2 警 察 活 動 費	2,218,559
<b>10 教 育 費</b>		<b>89,500,105</b>
	1 教 育 總 務 費	15,200,226
	2 小 学 校 費	25,894,498
	3 中 学 校 費	15,504,413
	4 高 等 学 校 費	16,729,166
	5 特 別 支 援 学 校 費	6,915,120
	6 社 会 教 育 費	2,303,867
	7 保 健 体 育 費	873,704
	8 大 学 費	1,076,296
	9 私 学 振 興 費	5,002,815

11 災 害 復 旧 費		2,588,201
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	269,705
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,318,496
12 公 債 費		84,577,861
	1 公 債 費	84,577,861
13 諸 支 出 金		32,408,315
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	2,512,290
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金	50
	3 土 地 開 発 基 金 積 立 金	1,610
	4 公 共 施 設 整 備 等 事 業 基 金 積 立 金	8,836
	5 諸 費	29,885,529
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歲 出 合 計		460,431,084

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	富士吉田警察署 建設事業費	1,837,167	平成29年度	459,292
				平成30年度	1,377,875

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	平成29年度から 平成30年度まで	7,636,584千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額
新税務システムへのデータ移行について委託契約を締結すること。	平成30年度から 平成31年度まで	26,224 千円
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成30年度	9,859 千円
電子申請受付共同事業について山梨県市町村総合事務組合と協定を締結すること。	平成29年度から 平成34年度まで	134,534 千円
平成29年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結すること。	平成30年度から 平成34年度まで	315,000 千円
平成29年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結すること。	平成30年度から 平成32年度まで	23,100 千円
平成29年度に看護職員修学資金について貸付けを決定すること。	平成30年度から 平成32年度まで	120,564 千円

<p>平成29年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成29年度から平成30年度まで</p>	<p>488,214千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>山梨県信用保証協会が、平成29年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>平成29年度から平成46年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>
<p>県内中小企業者等の成長分野における新技術、新製品の研究開発事業（産業振興事業）に対し助成すること。</p>	<p>平成29年度から平成30年度まで</p>	<p>80,000 千円</p>

平成29年度にもものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定すること。	平成29年度から平成41年度まで	45,500 千円
緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結すること。	平成30年度	37,584 千円
平成29年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成29年度から平成39年度まで	263,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
平成29年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	平成30年度から平成49年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
平成29年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。	平成30年度から平成39年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
平成29年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成30年度から平成44年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成29年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成30年度から平成39年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成29年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	平成30年度から平成54年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内

平成29年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	平成30年度から平成44年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
平成29年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	平成30年度から平成44年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.18%以内
平成29年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給を行うこと。	平成30年度から平成54年度まで	融資限度額 338,000千円の利率年 0.17%以内
平成29年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成29年度から平成38年度まで	7,751,002千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
一般国道140号道路改良工事 2 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	900,000 千円
一般国道139号道路改良工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	350,000 千円
一般国道139号上和田 1 号トンネル(仮称)新設工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	600,000 千円
一般国道141号道路改良工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
一般国道300号道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	950,000 千円

一般国道411号かたなばトンネル舗装工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成30年度	150,000 千円
一般国道411号道路改良工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	200,000 千円
一般国道411号道路改良工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結すること。	平成30年度から平成31年度まで	2,160,000 千円
主要地方道甲府市川三郷線道路改良工事（中央市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	150,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	350,000 千円
主要地方道上野原丹波山線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	200,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事 1 工区（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円

主要地方道甲斐早川線道路改良工事 2 工区（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	150,000 千円
主要地方道長坂高根線道路改良工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	50,000 千円
主要地方道四日市場上野原線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	30,000 千円
主要地方道笛吹市川三郷線道路改良工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	200,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	200,000 千円
主要地方道河口湖精進線道路改良工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	50,000 千円
主要地方道甲府山梨線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	40,000 千円

主要地方道甲府山梨線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	50,000 千円
主要地方道南アルプス公園線道路改良工事（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	80,000 千円
一般県道中下条甲府線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	200,000 千円
一般県道割子切石線道路改良工事 1 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	700,000 千円
一般県道割子切石線道路改良工事 2 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	300,000 千円
一般県道四尾連湖公園線道路改良工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	50,000 千円
一般県道富士河口湖富士線災害防除工事（南都留郡鳴沢村）について請負契約を締結すること。	平成30年度	230,000 千円
一般県道鳴沢富士河口湖線道路改良工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	70,000 千円

一般県道梁川猿橋線道路改良工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
一般県道高畑谷村停車場線金井トンネル（仮称）新設工事（都留市）について請負契約を締結すること。	平成30年度から 平成31年度まで	800,000 千円
一般国道140号濁川・平等川橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	450,000 千円
一般国道139号上和田2号橋（仮称）上部工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
一般国道358号城山橋下部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
一般国道413号子ッ沢橋（仮称）下部工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	平成30年度	120,000 千円
一般国道411号親川橋上部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
一般国道411号金運橋（仮称）上部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成30年度から 平成31年度まで	800,000 千円

主要地方道甲府昇仙峡線長潭橋下部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	150,000 千円
一般県道塩山停車場大菩薩嶺線新赤尾橋（仮称）上部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	200,000 千円
一般県道日影笹子線山口橋下部工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
一般県道富士吉田西桂線小明見橋、笹子橋架替工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	250,000 千円
一般県道休息山梨線清水橋下部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	150,000 千円
一般国道137号新御坂トンネル補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	40,000 千円
一般国道358号右左口トンネル補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	50,000 千円
主要地方道甲府韮崎線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円

主要地方道韮崎昇仙峡線電線共同溝工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	70,000 千円
主要地方道河口湖精進線自転車歩行者道新設工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	93,000 千円
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
一般国道140号鷄冠山大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	200,000 千円
一般国道300号1号栈道橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	30,000 千円
一般国道140号西沢大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	150,000 千円
主要地方道甲府韮崎線千松橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	130,000 千円
主要地方道市川三郷身延線身延橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	154,000 千円

主要地方道富士川身延線御座岩3号栈道橋補修工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
主要地方道北杜富士見線東沢橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	70,000 千円
主要地方道甲斐早川線信玄橋補修工事（甲斐市、南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
主要地方道北杜八ヶ岳公園線念場橋、白樺橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	110,000 千円
主要地方道甲府中央右左口線万才橋、千才橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	30,000 千円
主要地方道上野原あきる野線桐原大橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	200,000 千円
主要地方道白井甲州線市之蔵橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	50,000 千円
主要地方道白井甲州線新祝橋補修工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円

一級河川鎌田川基幹河川改修工事（中央市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	180,000 千円
一級河川藤川基幹河川改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
一級河川平等川基幹河川改修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	70,000 千円
一級河川鎌田川改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	210,000 千円
塩川ダム管理用制御処理設備更新工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	120,000 千円
富士川水系倉の沢通常砂防工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	36,000 千円
富士川水系天川通常砂防工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	50,000 千円
相模川水系奥野川通常砂防工事 2 工区（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
相模川水系石原沢通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	70,000 千円
相模川水系テントウ沢通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	70,000 千円

堀之内地区急傾斜地崩壊対策工事(大月市)について請負契約を締結すること。	平成30年度	50,000 千円
松山地区急傾斜地崩壊対策工事(大月市)について請負契約を締結すること。	平成30年度	60,000 千円
殿畑地区急傾斜地崩壊対策工事(大月市)について請負契約を締結すること。	平成30年度	50,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事(大月市)について請負契約を締結すること。	平成30年度	60,000 千円
七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事(韮崎市)について請負契約を締結すること。	平成30年度	100,000 千円
波木井地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨摩郡身延町)について請負契約を締結すること。	平成30年度	75,000 千円
主要地方道甲府韮崎線道路改良工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	平成30年度	150,000 千円
県営住宅山王団地建替工事(中央市)について請負契約を締結すること。	平成30年度	434,737 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成30年度	2,361 千円
富士北麓公園陸上競技場屋内練習走路建設工事について請負契約を締結すること。	平成30年度	167,921 千円

<p>峡南地域単位制・総合制高校建設工事の設計について委託契約を締結すること。</p>	<p>平成30年度</p>	<p>112,989 千円</p>
<p>甲府工業高校専攻科棟建設工事の設計について委託契約を締結すること。</p>	<p>平成30年度</p>	<p>43,248 千円</p>
<p>やまびこ支援学校建設工事の設計について委託契約を締結すること。</p>	<p>平成30年度</p>	<p>67,937 千円</p>

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,858,000	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	2,334,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	7,430,000	同上	同上	同上
河川砂防費	2,633,000	同上	同上	同上
都市計画費	1,111,000	同上	同上	同上
住宅費	401,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	8,223,000	同上	同上	同上

災 害 復 旧 費	1,015,000	同	上	同	上	同	上
公用車等駐車場整備費	260,000	同	上	同	上	同	上
消防防災ヘリコプター テレビシステム中継局 整 備 費	314,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸 付 金	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	48,000	同	上	同	上	同	上
障 害 児 ( 者 ) 施 設 整 備 費	13,000	同	上	同	上	同	上
子どもの心のケアに係る 総合拠点整備費	37,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	895,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	5,121,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	451,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	537,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	99,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備費	62,000	同	上	同	上	同	上
富士北麓公園 陸上競技場整備費	424,000	同	上	同	上	同	上

駐在所等整備費	43,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	359,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舎 整備費	43,000	同	上	同	上	同	上
警察ヘリコプター テレビシステム中継局 整備費	3,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	267,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	20,993,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	2,000,000	同	上	同	上	同	上
<b>計</b>	<b>56,978,000</b>						

第 14 号

**平成29年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算**

平成29年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,311,997 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,940,096
	1 使用料	1,940,096
3 県支出金		1,254,225
	1 県補助金	1,254,225
4 財産収入		2,501,419
	1 財産運用収入	2,264,773
	2 財産売払収入	236,646
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		142,680

	1 基金繰入金	142,680
7 繰越金		490,731
	1 繰越金	490,731
8 諸収入		2,928
	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過 料	1
	3 雑 入	2,367
9 県 債		974,917
	1 県 債	974,917
歳 入 合 計		7,311,997

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		1,138,758
	1 管 理 費	1,138,758
2 事 業 費		2,665,541
	1 事 業 費	2,665,541
3 交 付 金		2,045,850
	1 交 付 金	2,045,850
4 公 債 費		1,150,848
	1 公 債 費	1,150,848
5 繰 出 金		310,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	310,000
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000

歲 出 合 計	7,311,997
---------	-----------

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	550,000	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道災害復旧費	27,000	同上	同上	同上
借換債	397,917	同上	同上	同上
計	974,917			

第 15 号

平成29年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成29年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,431 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		57,321
	1 国庫負担金	57,321
2 財産収入		412
	1 財産運用収入	412
3 繰入金		85,698
	1 繰入金	85,698
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	224,431

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		224,431
	1 災 害 救 助 費	224,431
歳 出 合 計		224,431

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

第 16 号

平成29年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 204,877 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,091
	1 繰入金	1,091
2 繰越金		129,385
	1 繰越金	129,385
3 諸収入		74,401
	1 貸付金元利収入	74,395
	2 雑収入	6
歳入合計		204,877

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費		191,299
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	191,299
2 公 債 費		8,707
	1 公 債 費	8,707
3 繰 出 金		4,871
	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,871
歳 出	合 計	204,877

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	平成30年度から平成34年度まで	110,952 千円

第 17 号

平成29年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成29年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,390,356 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		897,848
	1 繰越金	897,848
2 諸収入		1,742,508
	1 貸付金償還金	1,742,506
	2 雑入	2
3 県債		750,000
	1 県債	750,000
歳入合計		3,390,356

歲 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化 資金貸付金		3,390,356
	1 中小企業近代化 資金貸付金	3,390,356
歲 出 合 計		3,390,356

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成29年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成29年度から平成39年度まで</p>	<p>借入元本 500,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）</p>

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金貸付金	750,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融 資条件による。
計	750,000			



第 18 号

**平成29年度山梨県農業改良資金特別会計予算**

平成29年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,614 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 18 号

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		466
	1 繰入金	466
2 繰越金		24,653
	1 繰越金	24,653
3 諸収入		11,495
	1 貸付金償還金	11,455
	2 雑入	40
歳入合計		36,614

歲 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		36,614
	1 資 金 貸 付 金	36,614
歲 出 合 計		36,614



第 19 号

**平成29年度山梨県市町村振興資金特別会計予算**

平成29年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,200,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 19 号

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,000,000
	1 繰入金	2,000,000
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1,200,357
	1 貸付金元利収入	1,200,357
歳入	合計	3,200,358

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		3,200,358
	1 資 金 貸 付 金	3,200,358
歳 出 合 計		3,200,358



第 20 号

**平成29年度山梨県県税証紙特別会計予算**

平成29年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,616,762 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 20 号

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,616,760
	1 県税証紙収入	1,616,760
2 繰越金		2
	1 繰越金	2
歳入合計		1,616,762

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		1,616,762
	1 一 般 会 計 繰 出 金	1,616,762
歳 出 合 計		1,616,762



第 21 号

平成29年度山梨県集中管理特別会計予算

平成29年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 105,912,155 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		53,688
	1 使用料	53,688
2 繰入金		52,084
	1 繰入金	52,084
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		105,806,382
	1 振替収入	105,806,382
歳入合計		105,912,155

歳 出

款	項	金 額
1 自動車管理費		38,607
	1 自動車管理費	38,607
2 給与管理費		105,768,497
	1 給与管理費	105,768,497
3 通信管理費		72,000
	1 通信管理費	72,000
4 車両燃料管理費		33,051
	1 車両燃料管理費	33,051
歳 出	合 計	105,912,155



第 22 号

**平成29年度山梨県商工業振興資金特別会計予算**

平成29年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,241,093 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 22 号

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		22,341,943
	1 繰入金	22,341,943
2 諸収入		22,899,150
	1 貸付金償還金	22,899,150
歳入合計		45,241,093

歲 出

款	項	金 額
1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付 金		45,241,093
	1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付 金	22,342,443
	2 一 般 會 計 繰 出 金	22,898,650
歲 出	合 計	45,241,093



第 23 号

平成29年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成29年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 83,997 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,421
	1 繰入金	1,421
2 繰越金		54,131
	1 繰越金	54,131
3 諸収入		28,445
	1 貸付金償還金	28,443
	2 雑入	2
歳入合計		83,997

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金貸付金		72,494
	1 資金貸付金	72,494
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		11,503
	1 資金貸付金	11,503
歳 出 合 計		83,997



第 24 号

**平成29年度山梨県流域下水道事業特別会計予算**

平成29年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,304,490 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,753,126
	1 負担金	3,753,126
2 県支出金		613,904
	1 県補助金	613,904
3 繰入金		1,677,337
	1 繰入金	1,677,337
4 繰越金		1,073
	1 繰越金	1,073
5 県債		259,050
	1 県債	259,050
歳入合計		6,304,490

歲 出

款	項	金 額
1 流域下水道費		4,685,403
	1 流域下水道管理費	3,623,111
	2 流域下水道事業費	1,062,292
2 公 債 費		1,618,087
	1 公 債 費	1,618,087
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		6,304,490

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター汚泥処理設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	66,000 千円
富士北麓流域下水道建設事業に係る河口湖第2中継ポンプ場設備更新工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成30年度	113,928 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター汚泥脱水機増設工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	80,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター汚泥脱水機更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	42,312 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川清流センター中央監視設備更新工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	272,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道管理費	38,000	普通貸借又は 債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
流域下水道事業費	184,000	同上	同上	同上
借換費	37,050	同上	同上	同上
計	259,050			



第 25 号

平成29年度山梨県公債管理特別会計予算

平成29年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 131,793,439 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		121,247
	1 財産運用収入	121,247
2 繰入金		87,971,755
	1 一般会計繰入金	84,557,861
	2 基金繰入金	3,413,894
3 県債		43,700,437
	1 県債	43,700,437
歳入合計		131,793,439

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		131,672,192
	1 公 債 費	131,672,192
2 諸 支 出 金		121,247
	1 県債管理基金積立金	121,247
歳 出 合 計		131,793,439

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	43,700,437	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	43,700,437			

第 26 号

平成29年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成29年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 465,062,500 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 電気事業収益	5,086,706 千円
第 1 項 営 業 収 益	4,692,109 千円
第 2 項 財 務 収 益	2,013 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	392,554 千円
第 4 項 特 別 利 益	30 千円
支 出	
第 1 款 電気事業費用	4,691,624 千円
第 1 項 営 業 費 用	4,263,074 千円
第 2 項 財 務 費 用	23,338 千円
第 3 項 事 業 外 費 用	400,182 千円

第4項 特別損失 30 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,413,344 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 142,680 千円、減債積立金 170,967 千円、建設改良積立金 326,760 千円、中小水力発電開発改良積立金 860,000 千円、地域文化振興・環境保全積立金 319,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 593,937 千円で補填するものとする。）。

### 収 入

第1款 資本的収入 76,024 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 55,514 千円

第3項 国庫補助金 20,500 千円

### 支 出

第1款 資本的支出 2,489,368 千円

第1項 水力発電所建設費 43,654 千円

第2項 小水力発電所建設費 254,708 千円

第3項 水力発電設備改良費 1,557,323 千円

第4項 業務設備改良費 18,316 千円

第5項 事業外設備改良費 85,320 千円

第6項 水力発電地点等開発調査費 65,880 千円

第7項	水力発電設備改良調査費	43,200 千円
第8項	企業債償還金	170,967 千円
第9項	繰出金	250,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	奈良田第一・第二発電所改修事業	404,179 千円	平成29年度	
				平成30年度	404,179 千円
1 資本的支出	3 水力発電設備改良費	奈良田第一・第二発電所改修事業	316,764 千円	平成29年度	
				平成30年度	316,764 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,052,560 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

第 27 号

平成29年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成29年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数    | 508 口          |
| (2) 年間総給湯量  | 780,000 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 2,137 立方メートル   |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	153,965 千円
第 1 項 営業収益	145,837 千円
第 2 項 営業外収益	8,118 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	176,965 千円
第 1 項 営業費用	169,160 千円
第 2 項 営業外費用	6,471 千円

第3項 特別損失 334 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 73,454 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 640 千円、建設改良積立金 36,720 千円及び過年度分損益勘定留保資金 36,094 千円で補填するものとする。）。

### 収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

### 支 出

第1款 資本的支出 73,464 千円

第1項 温泉事業設備改良費 73,464 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 41,919 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、875 千円と定める。



第 28 号

平成29年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成29年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 220,480 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 地域振興事業収益	162,105 千円
第 1 項 営 業 収 益	162,000 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	95 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円
支 出	
第 1 款 地域振興事業費用	159,090 千円
第 1 項 営 業 費 用	145,524 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	12,556 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 66,648 千円は、過年度分損益勘定留保資金 23,472 千円及び当年度分損益勘定留保資金 43,176 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	66,658 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	10,143 千円
第2項 他会計借入金償還金	55,515 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間